

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)(令和8年8月31日公告分)

番号	権利の設定を受ける者 氏名又は名称	権利の設定をする土地						設定する権利				
		所 在				現況 地目	面積 ㎡	権利の種類	内 容	始 期 年.月.日	終 期 年.月.日	存続期間
		市町	大字	字	地番							
1	今江 忠則	守山市	今浜町		5196	田	3,305	賃借権	水田	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
2	今江 忠則	守山市	今浜町		3963	田	3,304	賃借権	水田	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
3	今江 忠則	守山市	今浜町		5360	田	3,008	使用貸借権	水田	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
4	今江 忠則	守山市	今浜町		5361	田	3,001	使用貸借権	水田	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
5	今江 忠則	守山市	今浜町		3300-1	田	1,899	賃借権	水田	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
6	今江 忠則	守山市	今浜町		5128	田	2,932	賃借権	水田	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
7	今江 忠則	守山市	立田町		3957	田	1,605	賃借権	水田	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
8	今江 忠則	守山市	立田町		3963	田	991	賃借権	水田	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
9	田中 志津	守山市	立田町		3676	田	2,005	賃借権	水田	R8.9.1	R17.12.31	9年4ヶ月
10	田中 志津	守山市	立田町		3677	田	1,012	賃借権	水田	R8.9.1	R17.12.31	9年4ヶ月
11	津田 茂男	守山市	笠原町		174	田	901	賃借権	水田	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
12	津田 茂男	守山市	笠原町		175	田	877	賃借権	水田	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
13	津田 茂男	守山市	笠原町		219-1	田	1,166	賃借権	水田	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
14	中出 克己	守山市	笠原町		1201-1	田	882	賃借権	水田	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
15	九重 浩史	守山市	川田町		1211-1	田	1,072	賃借権	水田	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
16	九重 浩史	守山市	川田町		1492-1	田	620	賃借権	水田	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
17	九重 浩史	守山市	川田町		1493-1	田	629	賃借権	水田	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
18	九重 浩史	守山市	川田町		1171-1	田	591	賃借権	水田	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
19	九重 浩史	守山市	川田町		1354-1	田	1,328	賃借権	水田	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
20	中村 久勝	守山市	金森町		327-1	田	1,011	賃借権	水田	R8.9.1	R16.12.31	8年4ヶ月
21	中村 久勝	守山市	金森町		313-1	田	883	使用貸借権	水田	R8.9.1	R11.12.31	3年4ヶ月
22	宇野 良助	守山市	大林町		578-1	田	1,833	賃借権	水田	R8.9.1	R10.12.31	2年4ヶ月

番号	権利の設定を受ける者 氏名又は名称	権利の設定をする土地						設定する権利				
		所 在				現況 地目	面積 m ²	権利の種類	内 容	始 期 年.月.日	終 期 年.月.日	存続期間
		市町	大字	字	地番							
23	株式会社 井入農園	守山市	立田町		3589	畑	306	賃借権	普通畑	R8.9.1	R28.12.31	20年4ヶ月
24	株式会社 井入農園	守山市	立田町		3590	畑	587	賃借権	普通畑	R8.9.1	R28.12.31	20年4ヶ月
25	株式会社 井入農園	守山市	立田町		3591-1	畑	153	賃借権	普通畑	R8.9.1	R28.12.31	20年4ヶ月
26	株式会社 井入農園	守山市	立田町		3591-2	畑	300	賃借権	普通畑	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
27	株式会社 井入農園	守山市	立田町		3592	畑	904	賃借権	普通畑	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
28	株式会社 井入農園	守山市	立田町		3593	畑	282	使用貸借権	普通畑	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
29	株式会社 井入農園	守山市	立田町		3599	畑	1,726	賃借権	普通畑	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
30	久世 務	守山市	立田町		3601	畑	407	使用貸借権	普通畑	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
31	川端 隆介	守山市	服部町		1852	畑	1,632	賃借権	普通畑	R8.9.1	R17.12.31	9年4ヶ月
32	株式会社 M FARM	守山市	服部町		1830	畑	1,655	使用貸借権	普通畑	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
33	株式会社 アドバンス	守山市	新庄町		1970	畑	2,000	賃借権	特殊畑	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
34	株式会社 アドバンス	守山市	新庄町		1971	畑	4,000	賃借権	特殊畑	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
35	株式会社 アドバンス	守山市	服部町		2526	畑	1,700	賃借権	特殊畑	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
36	株式会社 アドバンス	守山市	服部町		2527	畑	2,000	賃借権	特殊畑	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月
37	株式会社 アドバンス	守山市	服部町		2528	畑	2,000	賃借権	特殊畑	R8.9.1	R18.12.31	10年4ヶ月

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法（昭和27年法律第229号）第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき